

青梅市職員の分限に関する条例等の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年 9 月 4 日

提出者 青梅市長 浜 中 啓 一

(説明)

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律により地方公務員法の一部が改正されたため、関係条例について所要の規定の整備を行いたいので、この条例案を提出いたします。

青梅市職員の分限に関する条例等の一部を改正する条例

(青梅市職員の分限に関する条例の一部改正)

第 1 条 青梅市職員の分限に関する条例（昭和 26 年条例第 52 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「および第 28 条第 3 項」を「ならびに第 28 条第 3 項および第 4 項」に改める。

第 6 条第 1 項中「法第 16 条第 2 号」を「法第 16 条第 1 号」に改める。

(青梅市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第 2 条 青梅市一般職の職員の給与に関する条例（昭和 26 年条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

第 18 条第 1 項中「、もしくは法第 16 条第 1 号に該当して法第 28 条第 4 項の規定により失職し」を削り、「第 20 条第 6 項」を「第 20 条第 4 項」に改め、同条第 2 項中「、もしくは失職し」を削る。

第18条の2第2号中「（法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。）」を削る。

第19条第1項中「、もしくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削り、同条第2項中「、もしくは失職し」を削る。

第20条第4項中「、もしくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削り、同条第5項中「第20条第5項」を「第20条第4項」に改める。

（青梅市職員退職手当支給条例の一部改正）

第3条 青梅市職員退職手当支給条例（昭和26年条例第34号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項第2号中「（同法第16条第1号に該当する場合を除く。）」を削る。

（青梅市消防団に関する条例の一部改正）

第4条 青梅市消防団に関する条例（昭和27年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第5条第1号を削り、同条第2号を同条第1号とし、同条第3号中「免職」を「懲戒免職」に改め、同号を同条第2号とする。

第6条の2第4号中「または第2号」を削る。

付 則

この条例は、令和元年12月14日から施行する

青梅市職員の分限に関する条例等の一部を改正する条例新旧対照表

○第1条による改正（青梅市職員の分限に関する条例（昭和26年条例第52号））

改正後	現行	備考
<p>(目的) 第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第27条第2項ならびに第28条第3項および第4項の規定にもとづき職員の分限に関し規定することを目的とする。</p> <p>(失職の例外) 第6条 任命権者は、<u>法第16条第1号</u>に該当するに至った職員のうち、その刑にかかる罪が過失によるものであり、かつ、その刑の執行を猶予された者については、情状により、当該職員がその職を失わないものとするができる。</p> <p>2 略</p>	<p>(目的) 第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第27条第2項および第28条第3項_____の規定にもとづき職員の分限に関し規定することを目的とする。</p> <p>(失職の例外) 第6条 任命権者は、<u>法第16条第2号</u>に該当するに至った職員のうち、その刑にかかる罪が過失によるものであり、かつ、その刑の執行を猶予された者については、情状により、当該職員がその職を失わないものとするができる。</p> <p>2 略</p>	

○第2条による改正（青梅市一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年条例第12号））

改正後	現行	備考
<p>(期末手当) 第18条 期末手当は、6月1日および12月1日（以下この条、第18条の2および第18条の3においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日から起算して15日を超えない範囲内において市長が定める日（第18条の2および第18条の3においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し_____、または死亡した職員（第20条第4項の規定の適用を受ける職員および市長が定める職員を除く。）についても、同様とする。</p> <p>2 期末手当の額はそれぞれその基準日現在（退職し_____、</p>	<p>(期末手当) 第18条 期末手当は、6月1日および12月1日（以下この条、第18条の2および第18条の3においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日から起算して15日を超えない範囲内において市長が定める日（第18条の2および第18条の3においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、<u>もしくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し</u>、または死亡した職員（第20条第6項の規定の適用を受ける職員および市長が定める職員を除く。）についても、同様とする。</p> <p>2 期末手当の額はそれぞれその基準日現在（退職し、<u>もしくは失職し</u>、</p>	

または死亡した職員にあつては、退職し_____、または死亡した日現在)において職員が受けるべき給料、扶養手当の月額およびこれらに対する地域手当の月額の合計額に、職務段階等を考慮して市規則で定める職員にあつては給料の月額およびこれに対する地域手当の月額の合計額に100分の20を超えない範囲内で市規則で定める区分に応じた割合を乗じて得た額(以下「職務段階等加算額」という。)を加えた額に、次の表の左欄に掲げる職員の区分に応じて、同表の右欄に定める割合を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間(育児休業の承認にかかる期間が1か月以内である場合は、在職期間とする。以下この条において同じ。)の区分に応じて、第4項に定める割合を乗じて得た額とする。

略

3～5 略

(期末手当の不支給)

第18条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日にかかる期末手当(第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。

(1) 略

(2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第28条第4項の規定により失職した職員

(3)および(4) 略

(勤勉手当)

第19条 勤勉手当は、6月1日および12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、その者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日から起算して15日を超えない範囲内において市長が定める日に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し_____

_____、または死亡した職員(市長が定める職員を除く。)についても同様とする。

2 勤勉手当の額は前項の職員がそれぞれの基準日現在(退職し_____、または死亡した職員にあつては、退職し_____

または死亡した職員にあつては、退職し、もしくは失職し、または死亡した日現在)において職員が受けるべき給料、扶養手当の月額およびこれらに対する地域手当の月額の合計額に、職務段階等を考慮して市規則で定める職員にあつては給料の月額およびこれに対する地域手当の月額の合計額に100分の20を超えない範囲内で市規則で定める区分に応じた割合を乗じて得た額(以下「職務段階等加算額」という。)を加えた額に、次の表の左欄に掲げる職員の区分に応じて、同表の右欄に定める割合を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間(育児休業の承認にかかる期間が1か月以内である場合は、在職期間とする。以下この条において同じ。)の区分に応じて、第4項に定める割合を乗じて得た額とする。

略

3～5 略

(期末手当の不支給)

第18条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日にかかる期末手当(第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。

(1) 略

(2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第28条第4項の規定により失職した職員(法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。)

(3)および(4) 略

(勤勉手当)

第19条 勤勉手当は、6月1日および12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、その者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日から起算して15日を超えない範囲内において市長が定める日に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、もしくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、または死亡した職員(市長が定める職員を除く。)についても同様とする。

2 勤勉手当の額は前項の職員がそれぞれの基準日現在(退職し、もしくは失職し、または死亡した職員にあつては、退職し、もしくは失職

<p>__、または死亡した日現在。以下この項において同じ。)において受けるべき給料の月額およびこれに対する地域手当の月額の合計額に、職務段階等加算額を加えた額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、次の各号に掲げる職員について、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>(1)および(2) 略</p> <p>(休職者等の給与)</p> <p>第20条 略</p> <p>2および3 略</p> <p>4 第2項に規定する職員が、同項に規定する期間内で第18条第1項に規定する基準日前1か月以内に退職し_____、または死亡したときは、第18条第1項の規定により市長が定める日に、第2項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、市長が定める職員については、この限りでない。</p> <p>5 前項の規定の適用を受ける職員の期末手当の支給については、第18条の2および第18条の3の規定を準用する。この場合において、第18条の2中「前条第1項」とあるのは、「<u>第20条第4項</u>」と読み替えるものとする。</p>	<p>し、または死亡した日現在。以下この項において同じ。)において受けるべき給料の月額およびこれに対する地域手当の月額の合計額に、職務段階等加算額を加えた額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、次の各号に掲げる職員について、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>(1)および(2) 略</p> <p>(休職者等の給与)</p> <p>第20条 略</p> <p>2および3 略</p> <p>4 第2項に規定する職員が、同項に規定する期間内で第18条第1項に規定する基準日前1か月以内に退職し、もしくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、または死亡したときは、第18条第1項の規定により市長が定める日に、第2項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、市長が定める職員については、この限りでない。</p> <p>5 前項の規定の適用を受ける職員の期末手当の支給については、第18条の2および第18条の3の規定を準用する。この場合において、第18条の2中「前条第1項」とあるのは、「<u>第20条第5項</u>」と読み替えるものとする。</p>	
---	--	--

○第3条による改正（青梅市職員退職手当支給条例（昭和26年条例第34号））

改正後	現行	備考
<p>(懲戒免職等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限)</p> <p>第12条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職にかかる退職手当管理機関は、当該退職をした者（当該退職をした者が死亡したときは、当該退職にかかる一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、当該退職をした者が占めていた職の職務および責任、当該退職をした者の勤務の状況、当該退職をした者が行つた非違の内容および程度、当該非違に至つた経緯、当該非違後における当該退職をした者の言動、当該非違が公務の遂行に及ぼ</p>	<p>(懲戒免職等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限)</p> <p>第12条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職にかかる退職手当管理機関は、当該退職をした者（当該退職をした者が死亡したときは、当該退職にかかる一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、当該退職をした者が占めていた職の職務および責任、当該退職をした者の勤務の状況、当該退職をした者が行つた非違の内容および程度、当該非違に至つた経緯、当該非違後における当該退職をした者の言動、当該非違が公務の遂行に及ぼ</p>	

<p>す支障の程度ならびに当該非違が公務に対する信頼に及ぼす影響を勘案して、当該一般の退職手当等の全部または一部を支給しないこととする処分を行うことができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職_____またはこれに準ずる退職をした者</p> <p>2および3 略</p>	<p>す支障の程度ならびに当該非違が公務に対する信頼に及ぼす影響を勘案して、当該一般の退職手当等の全部または一部を支給しないこととする処分を行うことができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職(同法第16条第1号に該当する場合を除く。)またはこれに準ずる退職をした者</p> <p>2および3 略</p>
--	---

○第4条による改正(青梅市消防団に関する条例(昭和27年条例第6号))

改正後	現行	備考
<p>(欠格事項)</p> <p>第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、消防団員となることができない。</p> <p>(1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者またはその執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>(2) 第8条および第9条の規定により懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者</p> <p>(失職)</p> <p>第6条の2 消防団員は、次の各号のいずれかに該当するときは、その身分を失う。</p> <p>(1)~(3) 略</p> <p>(4) 第5条第1号_____の規定に該当するに至ったとき。</p>	<p>(欠格事項)</p> <p>第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、消防団員となることができない。</p> <p>(1) 成年被後見人または被保佐人</p> <p>(2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者またはその執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>(3) 第8条および第9条の規定により免職_____の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者</p> <p>(失職)</p> <p>第6条の2 消防団員は、次の各号のいずれかに該当するときは、その身分を失う。</p> <p>(1)~(3) 略</p> <p>(4) 第5条第1号または第2号の規定に該当するに至ったとき。</p>	

<p>付 則</p> <p>この条例は、令和元年12月14日から施行する。</p>	
---	--